

株式会社東京商会 定款

株式会社東京商会 定款

第1章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社東京商会 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. SEO（検索エンジン最適化）に関する業務及び広告代理店業並びにそれらのコンサルティング
2. TV 番組、CM、映像、広告、建築用 CG の企画及び制作
3. イベントの企画及び広告業
4. インターネット、携帯情報端末機、テレビ、ラジオ等の通信網及び出版物による広告業務
5. インターネット、携帯情報端末機、テレビ及びラジオ等の通信網及び出版物による広告業務
6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 東京都品川区 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得することについて株主総会の承認を要する。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 7 条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 8 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 15 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

第 16 条 当社は、取締役 3 名以内を置く。

(代表取締役)

第 17 条 当社の取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、株主総会によってこれを定める。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 19 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 21 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当社の事業年度は、令和 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 23 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株

主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第24条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(施行年月日)

第25条 本定款は令和2年10月10日より施行する。